

市民意見交換会における市議会への質問及び回答

○議会放映状況について（公民館に行けば見れるのか）

現況：平成13年よりイントラネットの開設により公共施設における配信を始める

回答：現在は、限定（公共施設等）での視聴が可能です。将来的にはインターネット配信をめざし検討しておりますが、早期の対応としてユーストリームを利用した放映を検討中です。

インターネット配信とともに、各支所におけるモニター設置等につきましても検討中です。

課題：規制のない状況での放映となるため、議員の発言は慎重に行い、失言や不穏当発言及び個人情報等に気を配った発言が求められる。（一定のルールが必要）

○会議録の公民館への配布について

現況：検索システムを導入し、平成12年以降の会議録検索が可能。過去分を含めて単語検索が可能で、部分読み取りと文書形式での出力が可能。会議録保管の必要スペースが足りない。

回答：会議録検索システムを導入し検索等が容易にできますので、各区公民館にて名護市議会ホームページより閲覧をお願いします。また、会議録は中央図書館及び市議会事務局並びに名護市役所総務課にて閲覧ができます。

経緯：予算の削減及び会議録の保管並びに活用率等の面から200部から60部へ減らして限定配付（議員、市長等、部長、中央図書館（3冊））

課題：インターネット利用で名護市議会ホームページより閲覧できます。

各区公民館においてPCによる議会HP、会議録検索で見てもらっています。

各区公民館で高齢者が利用する場合のマニュアルを備え付けて対応したい。

結果：保管場所に苦慮し処分している状況が散見されたので、情報提供としてHPで閲覧できるようにしている。（必要部分のみを資料として出せる）

各区の利用状況等を調査して、今後の対応を検討したい。

○陳情の取扱い（採択されなければ白紙になるのか）

現況：願意が妥当なもの又は必要性等を検討し、実現が可能なものは採択とし、当局へ報告し、実現のための方策について検討を依頼。（結果報告についても追跡）

採択されない要件があるので、議会としては実現不可能と判断して不採択、または継続審査をしているので、同じ内容であれば、そのような対応にならざるを得ない。

回答：議会として、陳情や市民意見交換会で得た市民の声を総合的に政策討議して、政策提言に結び付けていくことを規定しておりますので、一般質問及び議会の意思としての政策提言等により実現していくことを目指してまいります。（各論としてはできなくとも総論に反映）

○議会だよりの内容について（質問ごとの掲載ができないか）

現況：現在、全議員が一般質問を行っておりますので、その内容の全てを掲載することはページ数を増やしたとしても無理がありますので、1 事項を抽出して 500 文字程度に要約した掲載をしております。

回答：限られた紙面における議会だよりですので、現在の状況を維持しつつ、ある程度ページ数を増やして、議決事項の内容や市民生活への影響等について、市民に分かりやすく充実した紙面構成ができるよう、広報広聴委員会（編集部）等において検討し、拡充を図ってまいります。

○議員定数について（市民の意見を取り入れて検討を）

現況：平成 18 年実施の選挙において 27 人の定数で実施し、今日に至っております。

定数条例は平成 16 年 3 月に制定し、次期選挙から活用。

回答：議会運営委員会において、平成 28 年 9 月をめどに議員定数条例の改正を念頭に置いて鋭意検討しております。その中では、議員個人意見聴取やその他の団体、名護市区長会との意見交換会の実施等、必要に応じて市民意見交換会及び市民アンケートの実施も念頭に置いて検討中です。

最終決定時には、学識経験者や有識者を含めた検討委員会を設置して、意見聴取を行い議員定数について方向性等を決定していく予定で検討を進めています。

○議会基本条例の意義は（市民から要望を出すことはできるのか）

回答：議会基本条例を活動原則として、議会及び議員として、実践していくことにより市民福祉の向上を図っていくことを目指しておりますので、市民との意見交換会を第 6 条として規定しておりますので、その場でご要望等をお聞きすることができます。

※いろいろな意見を聴き、総合的に判断して実現に向けて政策討議を行い、政策提言をしていくこととなります。

○市民会議の提案について

回答：議会の果たす役割は、二元代表制の一翼を担うものとして、市民を代表して、市政の監視、評価等の役割を果たすとともに市民福祉の向上、市勢発展に努めております。そのようなことから、議会という立場を踏まえ、広く市民の意見を聴いたうえで、議会での議論に臨んでおりますので、それを広げるような市民会議の必要性については、必要ないものと思慮いたしますが、市民意見交換会の開き方を検討して、幅広い市民のご意見を拝聴して政策提言し、実現に結び付けてまいります。

○調査研究機関を設置して政策提言を推進することについて

回答：16 条の条文のとおり調査研究の課題があり必要な場合は、その手段をとり課題解決に向けて取り組んでまいります。政策提言等につきましても、市民の意見及び陳情等の要望等を総合的に判断、検討し課題解決のための提言をして、市民福祉の向上を図ってまいります。

○市民意見交換会の開催方法について

回答：このたび名護市議会初の市民意見交換会を実施しましたが、課題及び実施方法について手探りしながらの開催でしたので、広範な意見への対応に苦慮いたしました。開催方法、開催時期等、及びテーマ設定等運営方法について、広報広聴委員会におきまして、検討を重ね、よりよい市民意見交換会ができますよう検討してまいります。

今回は、支所単位で実施しましたが、広く市民との意見交換会を行い市勢発展に反映させていきたいと思っておりますので、開催場所及び方法について今後も検討してまいります。

○一般質問の通告方法について（学校関係の質問趣旨）

回答：一般質問の通告は、おおざっぱに「教育行政について」とか「一般行政について」とか項目を提示されても、何を質問したいのか趣旨が判然としてわかりませんので、そのような質問形式は避けるようになっておりますので、何を聞きたいのか、ポイントを明確に示すように取り決めがありますので、そのことを踏まえて、市民の要望・意見を真摯に捉えて市政に反映できるよう臨んでまいります。

○名護市議会の委員会の役割について（委員会条例）

議会ホームページに所管事務について掲載

委員会条例抜粋

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 総務財政委員会 9人

総務部、企画部、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会に属しない事項

(2) 経済建設委員会 9人

産業部、農業委員会、建設部及び水道部に関する事項

(3) 民生教育委員会 9人

市民福祉部、こども家庭部及び教育委員会に関する事項

（議会運営委員会の設置）

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、12人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

（特別委員会の設置）

第6条 特別委員会は、議会に特定の事件を審査する必要がある場合に、議会の議決により置く。

2 特別委員会の委員(以下「特別委員」という。)の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

上記のように所管事項を審査し、その所管に応じた意見書等の提案及び議案の審議を行います。

議会運営委員会決定回答（平成 27 年 4 月 22 日）

市民意見交換会における市議会への質問及び回答

○議会放映状況について（公民館に行けば見れるのか）

回答：現在は、限定（公共施設等）での視聴が可能です。将来的にはインターネット配信をめざし検討しておりますが、早期の対応としてユーストリームを利用した放映を検討中です。インターネット配信とともに、各支所におけるモニター設置等につきましても検討中です。

○会議録の公民館への配布について

回答：会議録検索システムを導入し検索等が容易にできますので、各区公民館にて名護市議会ホームページより閲覧をお願いします。また、会議録は中央図書館及び市議会事務局並びに名護市役所総務課にて閲覧ができます。

○陳情の取り扱い（採択されなければ白紙になるのか）

回答：議会として、陳情や市民意見交換会で得た市民の声を総合的に政策討議して、政策提言に結び付けていくことを規定しておりますので、一般質問及び議会の意思としての政策提言等により実現していくことを目指してまいります。（各論としてはできなくとも総論に反映）

○議会だよりの内容について（質問ごとの掲載ができないか）

回答：限られた紙面における議会だよりのため、現在の状況を維持しつつ、ある程度ページ数を増やして、議決事項の内容や市民生活への影響等について、市民に分かりやすく充実した紙面構成ができるよう、広報広聴委員会（編集部会）等において検討し、拡充を図ってまいります。

○議員定数について（市民の意見を取り入れて検討を）

回答：議会運営委員会において、平成 28 年 9 月をめどに議員定数条例の改正を念頭に置いて鋭意検討しております。その中では、議員個人意見聴取や名護市区長会との意見交換会の実施等、必要に応じて市民意見交換会及び市民アンケートの実施も念頭に置いて検討中です。最終決定時には、学識経験者や有識者を含めた検討委員会を設置して、意見聴取を行い議員定数について方向性等を決定していく予定で検討を進めています。

○議会基本条例の意義は（市民から要望を出すことはできるのか）

回答：議会基本条例を活動原則として、議会及び議員として、実践していくことにより市民福祉の向上を図っていくことを目指しておりますので、市民との意見交換会を第 6 条として規定しておりますので、その場でご要望等をお聞きすることができます。

※いろいろな意見を聴き、総合的に判断して実現に向けて政策討議を行い、政策提言をし

ていくこととなります。

○市民会議の提案について

回答：議会の果たす役割は、二元代表制の一翼を担うものとして、市民を代表して、市政の監視、評価等の役割を果たすとともに市民福祉の向上、市勢発展に努めております。そのようなことから、議会という立場を踏まえ、広く市民の意見を聴いたうえで、議会での議論に臨んでおりますので、それを広げるような市民会議の必要性については、必要ないものと思慮いたしますが、市民意見交換会の開き方を検討して、幅広い市民のご意見を拝聴して政策提言し、実現に結び付けてまいります。

○調査研究機関を設置して政策提言を推進することについて

回答：議会基本条例第16条の条文のとおり調査研究の課題があり必要な場合は、その手段をとり課題解決に向けて取り組んでまいります。政策提言等につきましても、市民の意見及び陳情等の要望等を総合的に判断、検討し課題解決のための提言をして、市民福祉の向上を図ってまいります。

○市民意見交換会の開催方法について

回答：このたび名護市議会初の市民意見交換会を実施しましたが、課題及び実施方法について手探りしながらの開催でしたので、広範な意見への対応に苦慮いたしました。開催方法、開催時期等、及びテーマ設定等運営方法について、広報広聴委員会におきまして、検討を重ね、よりよい市民意見交換会ができますよう検討してまいります。今回は、支所単位で実施しましたが、広く市民との意見交換会を行い市勢発展に反映させていきたいと思っておりますので、開催場所及び方法について今後も検討してまいります。

○一般質問の通告方法について（学校関係の質問趣旨）

回答：一般質問の通告は、おおざっぱに「教育行政について」とか「一般行政について」とか項目を提示されても、何を質問したいのか趣旨が判然としてわかりませんので、そのような質問形式は避けるようになっておりますので、何を聞きたいのか、ポイントを明確に示すように取り決めがありますので、そのことを踏まえて、市民の要望・意見を真摯に捉えて市政に反映できるよう臨んでまいります。

○名護市議会の委員会の役割について（委員会条例）

議会ホームページに所管事務について掲載

委員会条例抜粋

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 総務財政委員会 9人

総務部、企画部、会計課、消防本部、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の

委員会に属しない事項

(2) 経済建設委員会 9人

産業部、農業委員会、建設部及び水道部に関する事項

(3) 民生教育委員会 9人

市民福祉部、こども家庭部及び教育委員会に関する事項

(議会運営委員会の設置)：地方自治法に規定

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、議会に特定の事件を審査する必要がある場合に、議会の議決により置く。

上記のように所管事項を審査し、その所管に応じた意見書等の提案及び議案の審議を行います。

地方自治法抜粋

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

○2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

○3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項